

令和8年度

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等 並びに特定子ども・子育て支援施設の指導検査等実施計画

1 一般指導検査

(1) 検査施設の予定数

ア 実地指導

- ① 認可保育所：60施設
- ② 小規模保育事業所：14施設
- ③ 家庭的保育事業者：43施設
- ④ 東京都認証保育所を除く認可外保育施設：1施設
- ⑤ 東京都認証保育所：17施設
- ⑥ 私立幼稚園・こども園（支援法移行園）：7施設
- ⑦ 私立幼稚園（支援法未移行園）：8施設

(2) 対象施設等の選定方法

ア 選定の対象

令和8年4月1日時点に存する施設等とする。ただし、年度途中に開設した施設等についても、教育委員会が必要と認めた場合は選定の対象とする。

イ 選定の方法

- (ア) 令和7年度指導検査未実施の施設等
- (イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設等またはその内容から運営状況の確認を要する等、その他指導検査の実施が必要と判断される施設等
- (ウ) その他、教育委員会が必要と認めた施設等

ウ 実地指導実施形態

- (ア) 実施方法
施設種別ごとに日程を定め、施設等に赴き実施する。
- (イ) 実施単位
施設等を単位として実施する。
- (ウ) 検査体制
検査員は原則として3名とする。なお、対象施設・状況等により検査員を増減することができる。
- (エ) 実施通知
対象施設の設置者等代表者にあらかじめ書面により、実地指導検査を実施すること、及びその日時、場所その他必要な事項を通知する。

エ 集団指導実施形態

- (ア) 実施方法
日程を定め、一定の場所に事業者を集め講習等を実施する。
- (イ) 実施単位
子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第7条第10項の各号ごとに実施する。なお、施設等の運営状況により合同で行うことができる。
- (ウ) 実施通知

対象施設の設置者等代表者にあらかじめ書面により、集団指導検査を実施すること、及びその日時、場所その他必要な事項を通知する。

2 特別指導検査

(1) 実施施設

次のアからクの理由により、法第39条、第40条、第51条、第52条、第58条の9及び第58条の10までに定める行政上の措置（不適正な状況を是正するための勧告・命令、確認の取り消し等）に相当する違反の疑いがあると認められる施設等に対し実施する。

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報により具体的な違反疑義等が把握でき、または違反が強く疑われる場合
- イ 施設型給付費等の請求データ等の点検により異常な傾向が発見された場合
- ウ 一般指導検査において、重大な違反疑義が発見された場合
- エ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- オ 児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれがある場合
- カ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- キ 著しい運営基準への違反が疑われる場合
- ク 施設等利用給付認定保護者の請求に著しい不当が疑われる場合

(2) 実施形態

ア 実施方法

施設に赴き実施する。状況に応じて、報告等や出頭を求めることもある。

イ 実施通知

対象として選定した際に、対象施設の設置者等代表者にあらかじめ書面で特別指導検査を実施する旨、その日時、場所及びその他必要な事項を通知する。ただし、事案の緊急性・重大性から特に必要がある場合には、事前の通知なく実施する。

3 実施日程

指導検査実施日の30日前までに文書にて通知する。ただし、特別指導検査に関してはこの限りではない。